

神戸市立特別支援学校通学ボランティア交通費給付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神戸市立特別支援学校に在籍し、通学介助が必要な児童・生徒（以下「児童等」という。）に対し、通学ボランティア（以下「ボランティア」という。）の導入を図り、児童等の就学を促進することを目的として、ボランティアの交通費の給付について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 ボランティアを配置することが出来るのは、児童等の保護者が特段の事由（傷病、妊娠等）により通学の付き添いが困難であると学校長が認めた児童等とする。

(交通費の算定)

第3条 利用する交通機関については、運賃・時間等の事情に照らし、最も経済的・合理的経路及び方法により算定した交通費を給付する。但し、福祉乗車証等の措置により全部又は一部の割引を受けられる場合は、その額を控除した残りの額とする。

(給付の申請と決定)

第4条 学校長は、年度ごとに通学ボランティア交通費給付計画書（様式1）により、特別支援教育課長に申請するものとする。

2 特別支援教育課長は、計画内容を検討し、通学ボランティア交通費配当額通知書（様式2）により、学校長に通知する。

3 ボランティアへの交通費の給付は配当額の範囲内とする。配当額を超える場合は、別途、特別支援教育課長に協議する。

(給付の方法等)

第5条 学校長は、通学ボランティア活動実施報告書（様式3）を、学期ごとに特別支援教育課長に提出する。

2 特別支援教育課長は前項により学校長から報告があった場合、報告内容を精査の上、学校長を経てボランティアに給付する。

3 学校長は、交通費をボランティアに給付したときは、受領印を徴しなければならない。

(調査報告)

第6条 特別支援教育課長は、学校長に対しボランティア交通費の執行状況について必要な書類、帳票等を調査し、または報告を求めることができる。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。